

無形文化遺産保護パートナーシッププログラム委託実施要項

令和7年1月16日文化庁次長決定

1. 趣旨

世界の無形文化遺産の保護のため、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護の調査研究及びネットワークを活用した無形文化遺産に関する広報活動等を実施し、無形文化遺産保護の分野における日本の貢献及び国際的地位を高める。

2. 委託業務の内容

我が国及びアジア太平洋地域の大学、研究機関、活動団体、地方公共団体等と協力し、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する調査研究を実施する。

中国、韓国のユネスコ・カテゴリー2センター及びユネスコと連携を図り、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する国内外のネットワークを構築し、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護の分野の情報収集及び発信を行う。

また、アジア太平洋地域の行政官・専門家等を招へいし、無形文化遺産を保護するための調査・研究及び実践方法に関する研修会、国際シンポジウム又はセミナー等を実施する業務を委託する。

3. 業務の委託先

本業務は上記2の事業の企画・運營業務等を円滑に実施できる専門的知見やネットワークを有する団体に対し委託して実施する。

4. 委託期間

委託業務の実施期間は、委託を受けた日から当該事業の完了日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂

行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了の報告

委託を受けた団体等が、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託した団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。